



公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.168 認定基準書(公開案)

使用済紙おむつを再生利用した製品 Version1.0

—適用範囲—

本商品類型では、使用済紙おむつを再生利用した原料を使用し、紙またはプラスチックのいずれかを主要材料とした製品を対象とする。ただし、燃料として使用される製品または原料(パルプ、ペレットなど)を除く。

なお、本認定基準を満たす商品は、他のエコマークの商品類型に該当する製品であっても、本商品類型で申込を行うことができる。

制 定 日:2025年 5月15日(予定)

有 効 期 限:2032年 5月 31日(予定)



[目次]

1. 認定基準制定の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 認定の基準と証明方法	2
4-1.環境に関する基準と証明方法	2
4-1-1.省資源と資源循環	2
4-1-2.地球温暖化の防止	3
4-1-3.有害物質の制限とコントロール	3
4-1-4.生物多様性の保全	5
4-2.品質に関する基準と証明方法	5
5. 配慮事項	6
6. 商品区分、表示など	6



エコマーク商品類型 No.168 認定基準書(公開案) 使用済紙おむつを再生利用した製品 Version1.0

1. 認定基準制定の目的

使用済紙おむつの処理は地方公共団体でも課題となっている。特に、超高齢化社会が到来し、乳幼児用と比べ、容量が大きい大人用紙おむつの排出量が増大している。2015 年度において 5%だった一般廃棄物に占める紙おむつの割合は、2030 年度には 7%程度になるとの推計もあり、増大する紙おむつの適正処理・再生利用等は社会的に喫緊の課題となっている。

令和 2 年 3 月に公表された「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドラインについて」(環境省)では、市町村等が適正処理を確保した上で、地域の特性を踏まえて検討すべき再生利用等の 4 方式が示された。令和 5 年 8 月に公表された「使用済紙おむつの再生利用等の促進プロジェクト検討結果とりまとめ」(環境省)では、2030 年までに再生利用等の取り組みを実施または検討を行った自治体の総数を 100 自治体まで拡大することを掲げている。なお、令和 6 年 8 月 2 日に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」においても、使用済紙おむつの再生利用等の取り組みを進めることが明記されている。

エコマークでは、循環型社会の形成や温室効果ガスの削減などの環境負荷低減につなげると共に、消費者の環境意識の向上も期待できるため、回収した使用済紙おむつを原料としてリサイクルする取り組みに着目して、使用済紙おむつを再生利用した製品に特化した認定基準を策定した。また、資源循環の観点以外にも、ライフサイクル全体を通じて環境負荷低減に資する認定基準の制定を目指した。

2. 適用範囲

本商品類型では、使用済紙おむつを再生利用した原料を使用し、紙またはプラスチックのいずれかを主要材料とした製品を対象とする。ただし、燃料として使用される製品または原料を除く。

なお、本認定基準を満たす商品は、他のエコマークの商品類型に該当する製品であっても、本商品類型で申込を行うことができる。

3. 用語の定義

紙おむつ	プラスチック(尿を吸収するための吸収性樹脂(SAP)を含む)、パルプなどの材料から構成される製品で、主に失禁パッド、大人用紙おむつおよび乳幼児用紙おむつをいう。(JIS S0261「尿吸収製品用リサイクルパルプ」の適用範囲、用語及び定義より一部引用)
使用済紙おむつ	人が使用し、排せつ(泄)物を吸収した紙おむつ。(JIS S 0261「尿吸収製品用リサイクルパルプ」の用語及び定義))
主要材料	製品の構成材料として、金属、消耗部分を除いた製品質量の 50% 以上を占める材料。

消耗部分	使用によって消耗する部分(交換可能な部品も含む。なお、交換可能な部品とは、そのことが情報提供されているものに限る)
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
SAP	Super Absorbent Polymer の略。自重の 10~1,000 倍の水又は水性液体を吸収し保持することのできる粉末状又は繊維状のポリアクリル酸系吸水性樹脂などをいう。(JIS S 0251「尿吸収製品用ポリアクリル酸系吸水性樹脂」の用語及び定義より一部引用)
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
パルプ	木材その他の植物から機械的または化学的処理によって抽出されたセルロース繊維の集合体(JIS P 0001「紙・板紙及びパルプ用語」の用語及びその定義)。
リサイクル	マテリアルリサイクルのことをいい、材料としてのリサイクルを指す。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化を含まない。ただし、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーは、マテリアルリサイクルに含む。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
「使い捨て商品」と「使い切り商品」	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しでの使用を目的としない商品を「使い捨て商品」という。製品の用途や機能、衛生面での配慮、法律的な制約などの理由により繰り返し使用が不可能な製品を「使い切り製品」とし、「使い捨て商品」と区別する。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書に必要事項を記載するとともに、各基準項目を満たすことが証明できる資料、説明文書などを提出すること。

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

(1) 紙材料が主要材料の製品においては、主要材料(紙)に占める使用済紙おむつ由来のパルプの質量割合が 10%以上であること。

プラスチック材料が主要材料の製品においては、主要材料(プラスチック)に占める使用済紙おむつ由来のプラスチックの質量割合が 10%以上であること。

ただし、申込製品が紙おむつの場合にあつては、紙、吸収性樹脂(SAP)、SAP 以外のプラスチック材料中のいずれかに使用済紙おむつ由来の原料の質量割合が 5%以上であること。

【証明方法】

製品総質量、紙材料(パルプ)質量、プラスチック材料質量、その他の材料質量、使用済紙おむつの質量割合を記載し、主要材料に占める使用済紙おむつ由来の原料が基準配合率以上であることの証明書を提出すること。また、使用済紙おむつを原料化した事業者の発行する原料供給証明書を提出すること。

- (2) 原料として使用される使用済紙おむつの回収から原料化までの処理フローを把握し、使用済紙おむつの選別・洗浄(汚物等の適切な除去含む)、消毒・殺菌などの衛生処理工程や原料化の再生工程で使用できない廃棄物について、適正に処理されていること。ただし、回収する使用済紙おむつには、感染性廃棄物に該当する紙おむつは含まないこと。

【証明方法】

使用済紙おむつの回収、選別・洗浄、消毒・殺菌などの衛生などの処理工程、再生工程の一連のフローを提出すること。また、消毒・殺菌などの衛生処理については試験結果等により効果を検証していることを説明すること。また、処理工程や再生工程で使用できない廃棄物の処理方法に関する説明資料を提出すること。

- (3) 製品は「使い捨て商品」に該当しないこと。

【証明方法】

付属証明書に適合の有無および説明を記載すること。

- (4) 製品または、製品に添付する取扱説明書、ラベル、カタログなどに、「回収した使用済紙おむつをリサイクルした原料を〇%(固有数値〇%または基準配合率〇%以上)使用している」(認定基準 4-1-1(1)の基準配合率の計算方法に合わせた記載内容)この情報提供がなされていること。

【証明方法】

表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

- (5) 製品は、使用後に異種材料間(紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど)の分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品、または異種材料の分離ができないことが製品機能上求められる部品には本項目は適用しない。

【証明方法】

異種材料間の分別方法について記載した製品の設計書もしくは説明書を提出すること。なお、適用除外となる部品がある場合には、詳細を説明した文書を提出すること。

4-1-2.地球温暖化の防止

- (6) 使用済紙おむつの受け入れから原料化(パルプ、プラスチックペレット)までのエネルギーおよび水の使用量を把握、管理していること。

【証明方法】

リサイクル処理工程におけるエネルギーおよび水の使用量を説明した文書を提出すること。

4-1-3.有害物質の制限とコントロール

- (7) 使用済紙おむつからリサイクルしたパルプおよびプラスチックは、JIS S 0261「尿吸収製品用リサイクルパルプ」における大腸菌の数値が検出されないこと。試験は、JIS S

0261「尿吸収製品用リサイクルパルプ」に準じて、原料または申込製品で実施することとする。

ただし、申込製品が紙おむつであって、使用済紙おむつからリサイクルしたパルプを使用する場合には、JIS S 0261「尿吸収製品用リサイクルパルプ」に適合すること。

【証明方法】

数値基準への適合を示す試験結果を提出すること。

(8) パルプの漂白工程において、塩素ガスを使用しないこと。

【証明方法】

パルプの漂白工程の製造事業者発行の証明書を提出すること。

(9) 製品の製造工程において、重金属類(カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレン)の使用がないこと。

【証明方法】

付属証明書に適合の有無およびその確認方法を記載すること。なお、確認は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理－原則と指針」に基づいて実施されることが推奨される。

(10) 製品の包装は、省資源化、リサイクルの容易さに配慮されていること。また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材は、ハロゲンを含むポリマーを処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

製品の包装材料とその原材料を具体的に記載すること(図・写真などを用いて補足してもよい)。また、製品および製品の包装に使用されるプラスチック材に、ハロゲンを含むポリマーを処方構成成分として添加していないことを付属証明書に記載すること。

(11) 申込製品を有する工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。

なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

申込製品を有する工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。(記入表1)

また、過去5年間における行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a. および b. の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかる

もの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-1-4.生物多様性の保全

(12) 原料にバージンパルプを使用する場合にあっては、原料として使用される原木が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。

【証明方法】

林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に従って合法性を確認*した材料が、申込者、製紙事業者、もしくは原料事業者により分別管理され、申込製品に供給されていることの証明書を提出すること。あわせて、前記証明書を発行する申込者、製造事業者もしくは原料事業者は、以下のいずれかの証明書を提出すること。

① CoC(Chain of Custody)認証制度により、事業者として認証を受けていることの証明書

② 事業者認定(関係団体の定める管理規範に従って、合法性の証明された木材・木材製品の供給に取り組む当該団体の構成員について、その取組が適切である旨の認定等)を受けていることの証明書

③ 合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法(合法性を確認した木材のみを扱っている場合はその方法。以下同様。)、証明書の一定期間の保管などを定めた管理規範

なお、上記のうち②または③を選択して提出する場合、前記証明書を発行する申込者、製造事業者、もしくは原料事業者は、②にあっては関係団体の定める管理規範を、③にあっては合法性が証明された木材・木材製品の分別管理方法、証明書の一定期間の保管などに関する管理規範を定め、これをインターネットなどにより公表しなければならない。

* 最低限、当該木材・木材製品の合法性が証明されたものであり、かつ、分別管理されていることを記載した直近の納入先が発行する証明書を、確認していること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

(13) 製品の品質については、日本産業規格(JIS)、または業界などの自主的な規格を満たすものであること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。なお、製品として、大腸菌が検出されないなどの衛生管理基準を設定していること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における

品質管理が十分なされていることを示す証明書を提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が、JIS の認定を受けている場合は、JIS の認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。なお、製品として、大腸菌が検出されないなどの衛生管理基準を設定していることが確認できる品質管理書なども合わせて提出すること。

5. 配慮事項

認定の要件とはしないが、以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 申込製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること(複数型式を一括して申込む場合は代表型式による算定でも可とする)。定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 および ISO 14044)または経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものであることを説明できること。なお、定量的環境情報を開示する媒体(算定報告書等の URL)をエコマークウェブサイトの商品情報として公開する。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品認定区分は、日本標準商品分類に基づく商品機能別の区分(分類番号の 6 桁または 7 桁を目安とする)毎とし、且つ、ブランド名毎とする。色調、大小による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。



(記載例)

製品に使用される全パルプ中で、回収した使用済紙おむつをリサイクルしたパルプを〇%使用しています

(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8 桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン(https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/eco_label/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局
<https://www.ecomark.jp/nintei/168.html> ✉sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2025年 5月15日 制定予定 (Version1.0)

2032年 5月31日 有効期限 (予定)

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。